

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 14日

福岡県知事 殿

提出者

住 所 福岡県八女市高塚540番地2

氏 名 公立八女総合病院

企業長 田中 法瑞

電話番号 0943-23-4131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公立八女総合病院
事業場の所在地	福岡県八女市高塚540番地2
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

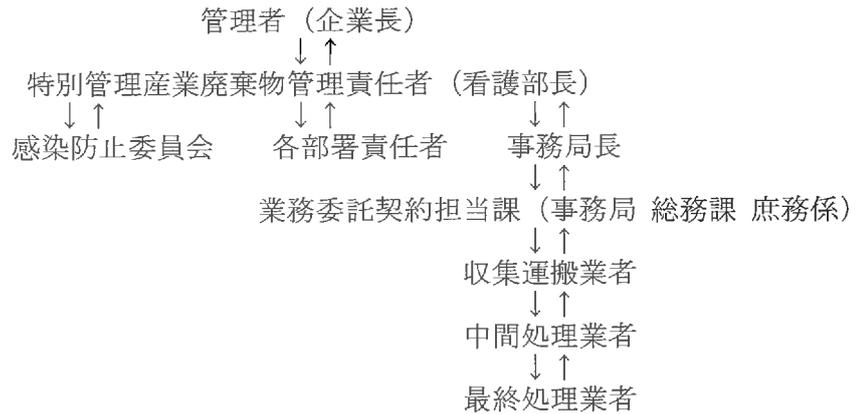
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療業
② 事業の規模	病床数：300床
③ 従業員数	611人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	(1) 院内医療業務により排出された廃棄物は院内所定の場所にて保管 (2) 最終処分場までの収集及び運搬業務は収集運搬業者へ委託 (3) 収集運搬業者は、院内所定の保管場所より収集した廃棄物について契約先の中間処理業者へ搬入し、焼却処分を実施 (4) 中間処理後は中間処理業者の契約する最終処理業者へ搬入し、管理福岡県南筑後保健福祉環境事務所 埋立により最終処分



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排出量	84.822 t	1.385 t
	(これまでに実施した取組) 廃棄物の分類、分類毎の廃棄容器の種類、分類毎の想定される廃棄物の例、分類毎の梱包方法等を明記した廃棄物分別表を作成し、分別廃棄の徹底を図った。 従来、紙オムツは感染性廃棄物として排出していたが感染症患者が使用したもののみ感染性廃棄物として排出するように分別することで排出量の削減に努めている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	排出量	83 t	1.00 t
	(今後実施する予定の取組) 廃棄物分別表を活用した分別廃棄の更なる徹底を図る。 廃棄物に関する研修会の開催及び啓蒙活動を推進する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物の種類に応じて耐貫通性のプラスチック製容器と段ボール製容器を使い分けることで容器の軽量化を図り、排出量の削減に努めている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の適正な処理について、各部署責任者の管理体制を強化し、排出量の削減に努める。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全処理委託量	84.822 t	1.385 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	84.822 t	1.385 t
(これまでに実施した取組) 収集及び運搬業務を委託する際は、中間及び最終処理を行う者も含めて、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けた業者を選定している。 その他、排出量に対応できる体制や緊急時に対応できる体制等を評価し、優良認定処理業者等であることも評価した業者選定を行っている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	燃えやすい廃油
	全 処 理 委 託 量	83 t	1.00 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	83 t	1.00 t
	(今後実施する予定の取組) 処理施設の現地視察等		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	86.207 t	
	(今後実施する予定の取組等) 電子マニフェスト制度の活用を継続する。 収集及び運搬業務を委託する際に電子マニフェスト制度に対応できるこ とも評価した業者選定等を行う。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。